

委任状

委任状は委任者本人が記入してください

		記入日	年	月	日
代理人 (窓口に来る人)	住所				
	氏名	生年月日	T・S・H・西暦	年	月 日

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

委任事項 (委任事項を○で 囲んでください)	1	住民票の交付請求
	2	マイナンバー・住民票コード入り住民票の交付請求 →代理人に交付せず、委任者本人の住民登録地へ郵送します
	3	戸籍謄抄本(全部事項証明書・一部事項証明書)の交付請求
	4	戸籍の附票の交付請求
	5	身分証明書の交付請求
	6	独身証明書の交付請求 →3~6は本籍・筆頭者を請求書に記入する必要があります
	7	住所異動(転入・転出・転居)の届出 (マイナンバーカードの書き換えを含む)
	8	世帯変更(世帯分離・世帯合併・世帯主変更等)の届出
	9	その他()

委任者 (たのむ人)	住所			
	氏名			
	生年月日	T・S・H・西暦	電話番号	
		年 月 日		

- 注意 (1)委任者・代理人の氏名は住民票に記載された氏名で記入してください。
- (2)委任状の還付を求める場合は、その他欄に「委任状の原本還付請求」と記入してください。
- (3)記入された内容に不備や疑義がある場合は、申請を受付できない場合があります。
- (4)代理人は本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。代理人が事業所等またはその職員等である場合は、事業所等及びその職員等であることが確認できる書類も必要です。
- (5)委任状の偽造又は偽造した委任状を行使した時は、刑法第159条及び161条により罰せられます。

委任者が、けがや障害など身体の状況により字を書くことができず代筆する場合は、下記に記入してください。

委任者_____は、_____のため委任状の記入が困難であり、

私、_____が本人の意思に基づき代筆しました。

※代筆は、本人に委任の意思があるが、身体の状況により字を書くことができない場合に本人の目の前でを行うものです。このため、認知症を理由とする代筆や、施設に入所中である等不在であることを理由とする代筆は不可です。